報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	森川 哲好
登録番号又は法人番号	18132008
所属する単位会	埼玉県行政書士会
事務所名称	行政書士森川法務コンサルティング事務所
事務所所在地	埼玉県川口市飯塚1丁目2番 16 号 川口ホームズ 1F-34 号室
処分年月日	令和6年2月26日
処分内容(種類)	1年間の会員の権利停止 (令和6年3月1日から令和7年2月28日までの間)
上記処分をした理由	1. 当該会員は令和 4 年 9 月、法人から建設業許可申請業務を受託した。その後、着手金を受領したが、打合せ、諸連絡等において対応が遅く、弁解に終始した。依頼者は、当該会員の言い訳(パソコンのデータが消滅した、急に病気になった等)が多く、また、通帳や着手金等を事前に渡しているのに連絡が取れないことが多々あり、一向に業務が進まないことに強い不信感を抱き、依頼してから1年が経過した後に当会への苦情となった。 2. 当該会員は本件処理に関して全体的に知識不足であるのに、役所への事前相談も行っておらず、処理完遂に向けた努力の形跡がない。また、本件申請にあたり、司法書士でないにもかかわらず、会社の本店移転登記申請業務も受託していた。 3. 本件は行政書士法第 10 条 (行政書士の責務)、行政書士法施行規則第 7 条 (業務取扱の順序及び迅速処理)、同第 9 条 (書類等の作成)、埼玉県行政書士会会則第 12 条 (会員の責務)のほか、司法書士法第 73 条 (非司法書士等の取締り)に明らかに違反した行為である。 4. よって、埼玉県行政書士会会則第 17 条に基づき、同会会則第 17 条の 2 第 1 項第 2 号の「1 年間の会員の権利の停止」の処分に処することが、令和 6 年 2 月 26 日開催された理事会で決定された。

・行政書士法第10条

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用 又は品位を害するような行為をしてはならない。

· 行政書士法施行規則第7条

行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、す みやかにその業務を処理しなければならない。

• 行政書士法施行規則第9条

行政書士は、法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成してはな らない。

上記処分の根拠となった法令及 び会則の条文

- ・埼玉県行政書士会会則第12条 会員は、法令、会則を遵守し、誠実に業務を行わなければならない。
- ・司法書士法第73条

司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者 (協会を除く。)は、第三条第一項第一号から第五号までに規定す る業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがあ る場合は、この限りでない。